



## 「福祉用具サービス計画」の義務化が本格実施

10月1日から「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」  
軽度者でも福祉用具で状態の維持・改善、自立支援につながる

平成24年度の経過措置が終了し、この4月から改正指定基準を習得したうえで着任すれば、「福祉用具サービス計画」も上がるし、何よりも義務化が本格実施の後の教育研修の効率化、計画の質の向上は、2009年から「福祉用具個別援助計画」を世に示し、この普及啓発に努めると共に、制度への明確な位置付けを国に求めました。本会では、今年度の調査研究で、この課題も明らかになりました。

本会では、今年度の調査研究で、この課題を解決するため、福井県専門相談員が参考とすべき「ガイドライン」を作成しました。この基本プロセスが確立されていないなど、問題が浮き彫りとなりました。

一方、初任者が、当

試験の合格要件もな

く、4時間の講習修了

をもつて資格取得が

できます。従って、個

人が専門性を獲得す

ることから、制度への

明確な位置づけが望

られます。

具体的には、介護保険

の「地域包括推進事業

（仮称）に移管する

方向性を示していま

一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会  
(ふくせん)

理事長

岩元 文雄



# 福祉用具サービス計画 をきつかけに専門職化 の仕組みづくり始動

該計画の基本事項を

習得していくか、こ

れが課題となります。

10月1日からス

タートする、本会「福

祉用具専門相談員の

研修ポイント制度」

を実施します。

この個人の学習の

うち、外部研修による

自己研鑽を評価し、更

なるスキルアップを

促すと共に、この情報

を公表することで、利

用者等のサービス選

択を支援する仕組み

です。

福井県専門相談員の専門職化に向けた仕組みが整った一方、

福井県用具を取り巻く

制度、政策の動向も変化の時期を迎えまし

ています。

（注1）指定居宅

サービス等の事業の

人員、設備及び運営に

関する基準ほか

（注2）厚生労働省

老人保健健康増進等

事業

た。社会保障制度改革

国民会議は8月6日、

首相に最終報告書を

提出。軽度者は保険給付から外して、市町村

の「地域包括推進事業

（仮称）に移管する

方向性を示しています。